

令和5年度に実施した個別指導において
保険医療機関（薬局）に改善を求めた
主な指摘事項

中国四国厚生局

目 次

I 調剤全般に関する事項

1 処方箋の取扱い	1
2 処方内容に関する薬学的確認	1
3 調剤済処方箋の取扱い	1
4 調剤録の取扱い	2

II 調剤技術料に関する事項

1 後発医薬品調剤体制加算	2
2 薬剤調製料	2
3 薬剤調製料又は調剤技術料に係る加算	2

III 薬学管理料に関する事項

1 薬剤服用歴等	3
2 調剤管理料	3
3 服薬管理指導料	4
4 薬剤情報提供文書	5
5 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳	5
6 薬剤服用歴等（電磁的記録の場合）の保存等	5
7 麻薬管理指導加算	5
8 特定薬剤管理指導加算	5
9 乳幼児服薬指導加算	6
10 吸入薬指導加算	6
11 服薬管理指導料の特例 （かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合）	6
12 かかりつけ薬剤師指導料	6
13 外来服薬支援料	6
14 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	7
15 服薬情報等提供料	7
16 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料	7

IV 事務的事項

1 標示	8
2 届出事項	8
3 掲示事項	8
4 薬局の管理等	8

V その他

1 調剤報酬明細書の記載	9
2 保険請求に当たっての請求内容の確認	9
3 関係法令の理解	9

I 調剤全般に関する事項

1 処方箋の取扱い

(1) 次の不備のある処方箋を受付、調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

63 枚を超えて湿布薬が処方されている処方箋につき、処方医が当該湿布薬の投与が必要であると判断した趣旨について、処方箋の記載より確認できない。

(2) 「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋について、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められるので改めること。

- ① 用法の記載がない。
- ② 頓服薬と内服薬の区別が明確でない。

2 処方内容に関する薬学的確認

処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているもののその内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。

- ① 薬剤の処方内容より禁忌投薬が疑われるもの
- ② 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの
- ③ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの
- ④ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの
- ⑤ 過量投与が疑われるもの
- ⑥ 倍量処方が疑われるもの
- ⑦ 重複投薬が疑われるもの
- ⑧ 投薬期間に上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて処方されているもの
- ⑨ 漫然と長期にわたり処方されているもの
- ⑩ 「処方」欄の記載において、外用薬の使用部位の記載がないものについて、使用部位を確認せずに調剤を行っているもの。
- ⑪ 保険上、処方薬としての使用が認められない医薬品が処方されているもの

3 調剤済処方箋の取扱い

調剤済処方箋について、次の事項の記載がない又は記載が不明瞭な例が認められたので改めること。

- ① 調剤済年月日
- ② 保険薬局の所在地

- ③ 保険薬局の名称
- ④ 保険薬剤師の署名又は記名・押印

4 調剤録の取扱い

調剤録の記入について、患者負担金額の記載が誤っている不適切な例が認められたので改めること。

II 調剤技術料に関する事項

1 後発医薬品調剤体制加算

後発医薬品調剤体制加算1について、施設基準を満たしていない月について当該加算を算定している不適切な例が認められたので、改めること。

2 薬剤調製料

検査に当たって使用する薬剤に係る薬剤調製料を算定している不適切な例が認められたので、改めること。

3 薬剤調製料又は調剤技術料に係る加算

(1) 嚥下困難者用製剤加算

嚥下困難者用製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬価基準に記載されている剤形（顆粒又は細粒）での服用が可能と思われる患者について算定している。
- ② 薬剤師が剤形の加工の必要を認め、医師の了解を得た後剤形の加工を行った場合において、その旨を調剤録等に記載していない。
- ③ 個々の患者に対し薬価基準に記載されている医薬品の剤形では対応できない場合に算定している。

(2) 自家製剤加算

自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に記載されている。
- ② 調剤録等に製剤工程の記載がない又は不十分である。
- ③ 医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。

(3) 薬剤調整料の夜間・休日等加算"

薬剤調整料の夜間・休日等加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 当該加算の対象とならない日又は時間帯において調剤を行った場合に算定して

いる。

- ② 薬剤服用歴等に記載された処方箋の受付時間が不適切である。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

1 薬剤服用歴等

薬剤服用歴等について、次の事項の記載がない、不十分である又は不適切である例が認められたので改めること。

- ① 患者の基礎情報
- ② 患者の体質（アレルギー歴、副作用歴）
- ③ 薬学的管理に必要な患者の生活像
- ④ 後発医薬品の使用に関する患者の意向
- ⑤ 疾患に関する情報（既往歴、合併症、他科受診において加療中の疾患に関するもの）
- ⑥ オンライン資格確認システムを通じて取得した患者の薬剤情報又は特定健診情報等
- ⑦ 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況
- ⑧ 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況。
- ⑨ 服薬状況（残薬の状況を含む。）
- ⑩ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）
- ⑪ 患者又はその家族等からの相談事項の要点
- ⑫ 服薬指導の要点
- ⑬ 手帳活用の有無
- ⑭ 手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無
- ⑮ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
- ⑯ 指導した保険薬剤師の氏名

2 調剤管理料

(1) 調剤管理料

調剤管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 検査に当たって使用する薬剤に係る調剤管理料を算定している。
- ② 処方された薬剤について、患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その他の管理を行ったことの記録が不十分である。

(2) 重複投薬・相互作用等防止加算

重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤服用歴等又は患者及びその家族等からの情報に基づかない処方の変更を行った場合に算定している。
- ② 「残薬調整に係るものの場合」について、残薬調整ではないものについて算定している。
- ③ 「残薬調整に係るものの場合」を算定しているが、患者希望によるものを算定している。
- ④ 薬剤服用歴等に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の記載がない。
- ⑤ 薬学的観点から必要と認める事項による処方変更と認められない場合に算定している。

(3) 調剤管理加算

- ① 調剤管理加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
薬剤服用歴等に患者又はその家族等に確認した服薬状況等の情報及び薬学的分析の要点の記載が不十分である。
- ② 調剤管理加算「イ. 初めて処方箋を持参した場合」について、次の不適切な例が認められたので改めること。
2回目以降に処方箋を持参した患者に対して算定している。

3 服薬管理指導料

- (1) 患者に対して実施した指導等の要点について薬剤服用歴等に記載がない又は不十分なので改めること。
- (2) 次の事項について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 患者の体質（アレルギー歴、副作用歴）
 - ② 薬学的管理に必要な患者の生活像
 - ③ 後発医薬品の使用に関する患者の意向
 - ④ 疾患に関する情報（傷病名、既往歴、合併症、他科受診において加療中の疾患に関するもの）
 - ⑤ 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況
 - ⑥ 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
 - ⑦ 服薬状況（残薬の状況を含む。）
 - ⑧ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）
 - ⑨ 患者またはその家族等からの相談事項の要点
- (3) 患者に対して、手帳を活用することの意義、役割及び利用方法等について十分な説

明を行っていないので改めること。

(4) 残薬が確認された場合は、その理由を把握すること。

(5) 残薬が一定程度認められると判断される場合には、患者の残薬の状況及びその理由を患者の手帳に簡潔に記載し、処方医に対して情報提供するよう努めること。

4 薬剤情報提供文書

(1) 薬剤情報提供文書について、次の事項の記載がない又は不十分である例が認められたので改めること。

① 用法

② 効能、効果

③ 副作用

(2) 効能、効果、副作用及び相互作用に関する記載について、患者等が理解しやすい表現になっていない。

5 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳

(1) 手帳による情報提供について、手帳に次の事項の記載がない又は不十分である例が認められたので改めること。

① 用法

② 必要に応じて服用に際して注意すべき事項

(2) 手帳の持参を忘れたこと等により提示できない患者について、次回以降手帳を提示するよう指導していない例が認められたので改めること。

6 薬剤服用歴等（電磁的記録の場合）の保存等

(1) 電子的に保存している記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。
最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 6.0 版」に準拠していない。

(2) パスワードの要件として、英数字・記号を混在させた 8 文字以上の推定困難な文字列を定期的（最長でも 2 ヶ月以内）に変更させるものとなっていない。

7 麻薬管理指導加算

麻薬管理指導加算について、電話等により麻薬の服薬状況、残薬の状況、保管状況を定期的に確認していない不適切な例が認められたので改めること。

8 特定薬剤管理指導加算

特定薬剤管理指導加算 1 について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。

- ② 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない。
- ③ 薬剤服用歴等に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない、または不十分である。
- ④ 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容を薬剤服用歴等に記載していない。

9 乳幼児服薬指導加算

乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した、年齢、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認内容について、薬剤服用歴等の記載が不適切、または不十分である。
- ② 薬剤服用歴等及び手帳に患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載がない、または不十分である。

10 吸入薬指導加算

吸入薬指導加算について、保険医療機関に対し情報提供した文書等の写し又はその内容の要点等を薬剤服用歴等に添付又は記載していない不適切な例が認められたので、改めること。

11 服薬管理指導料の特例（かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合）

服薬管理指導料の特例（かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合）について、当該保険薬局における直近の調剤において、かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料を算定していない不適切な例が認められたので改めること。

12 かかりつけ薬剤師指導料

かかりつけ薬剤師指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 患者の署名等が記載された同意書を当該保険薬局において適切に保管していない。
- ② 同意書の様式について、別紙様式2を参考としていない。
- ③ 当該薬局に複数回来局していない患者から同意を得ている。

13 外来服薬支援料

(1) 外来服薬支援料1について、持参した服薬中の薬剤でないものについて算定している不適切な例が認められたので、改めること。

(2) 外来服薬支援料2について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 治療上の必要性が認められない場合に算定している又は必要性を判断した内容の記載がない。
- ② 薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得たのちに一包化を行った場合において、医師の了解を得た旨、一包化の理由を薬剤服用歴等に記載していない
- ③ 当該薬剤を処方した保険医に次の事項の了解を得ていない場合に算定している。
 - ア 治療上の必要性
 - イ 服薬管理に係る支援の必要性

14 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料について、薬剤服用歴等について、次の事項の記載がない不適切な例が認められたので改めること。

- ① 当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医から緊急の要請があった日付及び当該要請の内容並びに当該要請に基づき訪問薬剤管理指導を実施した旨
- ② 当該保険医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点

15 服薬情報等提供料

服薬情報等提供料3について、患者が入院を予定している保険医療機関に対して、当該患者の服薬状況等について文書（別紙様式1-2又はこれに準ずる様式の文書）等により情報提供を行っていない（文書等に以下の必要事項を記載していないものを含む。）不適切な例が認められたので、改めること。

- ① 受診中の保険医療機関、診療科等に関する情報
- ② 服薬中の薬剤の一覧

16 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料

在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料について、薬剤服用歴等に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の記載が不十分である次の不適切な例が認められたので、改めること。

- ① 残薬調整に係るもの以外の場合、そのほか薬学的観点から必要と認める事項
- ② 残薬調整に係るものの場合、残薬について

IV 事務的事項

1 標示

保険薬局である旨の標示がないので改めること。

2 届出事項

(1) 次の届出事項の変更が認められたので、速やかに中国四国厚生局に届け出ること。

- ① 保険薬剤師の異動
- ② 開局時間の変更
- ③ 休業日の変更
- ④ 管理薬剤師の異動

(2) 次の施設基準について、施設基準の要件を満たしていないため辞退届を提出すること。

- ① 地域支援体制加算 1
- ② かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料

3 掲示事項

掲示事項について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 中国四国厚生局長に届け出た事項（調剤基本料 1、調剤基本料 2、調剤基本料 3 - イ、連携強化加算、後発医薬品調剤体制加算 2、後発医薬品調剤体制加算 3、在宅患者調剤加算、在宅患者訪問薬剤管理指導料、かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料在宅中心静脈栄養法加算）に関する事項の掲示がない。
- ② 在宅患者調剤加算に関して中国四国厚生局長に届け出た事項でないにも関わらず掲示がある。
- ③ 明細書の発行状況に関する事項を掲示していない。
- ④ 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。

4 薬局の管理等

薬局の管理等について、後発医薬品の備蓄に関する体制、後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めていない不適切な事項が認められたので、改めること。

V その他

1 調剤報酬明細書の記載

- (1) 「処方」欄の用法の記載方法に誤りが認められたので改めること。
- (2) 一般名処方が行われた医薬品について、後発医薬品を調剤しなかった場合に、実態と異なる理由を調剤報酬明細書の摘要欄に記載している不適切な例が認められたので改めること。

2 保険請求に当たっての請求内容の確認

- (1) 請求内容について、保険薬剤師による処方箋、調剤録、薬剤服用歴等又は調剤報酬明細書の確認を行うこと。
- (2) 保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めること。

3 関係法令の理解

健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令の理解により一層努めること。